

辰巳ダム裁判の経過

提訴 2008年5月20日（金）、原告（下郷稔、碓山洋ほか）、弁護団（鳥毛美範弁護団長、塩梅修訴訟代理人弁護士ほか）、治水担当は、久保田／中田弁護士、地すべり担当は、鈴木／中西弁護士。

第1回口頭弁論 2008年7月18日（金）14：20～

原告団下郷稔、弁護団鹿島、久保田、塩梅弁護士が意見陳述。

第2回口頭弁論 2008年10月10日（金）11：00～

原告団碓山洋が意見陳述。

第3回口頭弁論 2008年12月19日（金）13：10～

原告は28名（原告15名、弁護団13名）のうち13名が出席（原告の数名が傍聴席にいたが、これは原告の出席したことにならないという。）、被告は11名、傍聴人は50名程度、県職員も数名いた。裁判官と副裁判官が2名、書記が1名、ほかに職員が3名。

13時10分からはじまり、約8分後に閉廷となった。被告の準備書面の訂正書類の件と原告が求釈明をした理由を一言述べたこと、石川県が訴訟に参加したいという申し立てに対して原告、被告が同意して、今回の裁判はあっけなく終了した。

求釈明は、被告の反論の内容を具体的に示してもらったほうが、反論の実があがり、争点が明確になるということで、原告が被告に求めたものである。裁判官が、「被告の方で釈明すべき点は釈明してください。」と求めたのに対して、被告が内容を確認して釈明すると述べた。原告側は、釈明を待って反論するが、釈明の補充がなくても反論できる点については反論すると述べた。

平成20年11月11日づけで第三準備書面が被告（国）から出された。訴状に対する反論らしい反論がやっとでてきた。原告が5月に訴訟を起こして約半年が経過している。これに対して、原告側は、まず、求釈明をすることにした。反論に対する反論をする前にまず、被告の国の考えをより詳細に聞こう、言いたいことはすべて言ってくださいという意味だという。

石川県も訴訟に参加することになったことについてはつぎのとおり。もともと県が辰巳ダム事業をプランニングした当事者であり、本丸が出てきたということである。裁決に拘束されることになるが、当事者として、直接、攻撃、防御できることになる、言いたい意見を言うことができるようになる。

差し止め訴訟について（碓山さん）

ダム建設をストップさせるために差し止め請求はできないかという考えがある。これに対しては、訴訟を起こしても、同じ趣旨だから、同じ裁判になってしまい、実質的に意味が無い、力が分散して大変なだけになるので弁護団としてはやれないという。

辰巳ダム訴訟は無駄な抵抗か（碓山さん）

土地収用法の事例では、サル川の二風谷ダムの例がある。法律的には、原告は勝訴した。アイヌ民族の聖地を水没させるダム事業の事業認定は違法であるとした。しかし、出来てしまったダムを撤去するのは公益性に反するので、事業認定取り消しの訴えは棄却するとした。違法だが、取り消しまではできないという「事情判決」であった。法律論的には勝訴したが、実態では負けた。これが、現在の土地収用法の裁判の到達点である。

辰巳ダムでは、これを一步すすめて、「違法だから、取り消せ」までもっていきたい。

辰巳ダムの場合、あまりにもお粗末なので十分に勝算があると弁護団は考えている。正義のための負けを覚悟した裁判ではない。もし、取り消しの裁決ができれば、民法の妨害擁護請求権？がえられる、これは強い権利である。土地の名義が国から取り戻して所有権を回復すれば、ダムによって水没した土地を水を抜いて元に戻せと要求できる。出来上がったダムを撤去して原状回復させることができる。そうすれば、自然環境ももともどるのではないか。是非、やって、新しい判例にしたい。

第4回口頭弁論 2009年2月6日午後1時10分から、金沢地方裁判所第1号法廷

裁判官3名、原告および弁護団12名、被告13名、傍聴者30数名、ほか書記、係員数名が出席した。裁判長から、被告の第四準備書面（原告および弁護団からの求釈明に対する答え）、それにもなう証拠説明書の提出が有った旨の説明があり、原告および弁護団の反論が次回の期日（3月16日）までにそろいかどうかについて質問があった。塩梅代理人が第四準備書面を確認の上、返答すると答えた。裁判長は了解し、別室での進行協議を宣言して、今回の弁論は終了した。時間にして約2分であった。

2009年5月の提訴に対して、被告の反論として、第一準備書面、第二準備書面、第三準備書面、第四準備書面（求釈明、不明な点などについて詳しく説明あるいは証拠書類を出すように求めること）が出そろったので、これらを検討して反論をまとめるところである。利水に関して反論の素案を作成して証拠書類の用意、文書の修正などを行っているところである。

第5回口頭弁論 2009年3月16日午後1時10分から金沢地方裁判所第1号法廷

傍聴者30数名。原告が第1次準備書面（利水に関して）、実地検証申立書の提出、その後、進行協議。次回の第6回口頭弁論は、5月8日午後1時10分からである。

第6回口頭弁論 2009年5月8日午後1時10分から金沢地方裁判所第1号法廷

裁判官3名、原告および弁護団12名、被告13名、傍聴者30数名、ほか書記、係員数名が出席した。4月の異動で裁判長が替わった。声も大きく、積極的にこの裁判に取り組もうとの意欲が伝わってきた。専門的な用語が多数でてくるので勉強会などの実施などをしたい旨の話があった。4月21日の求釈明に対して、5月1日に回答があったこと、第2次準備書面の陳述があること、準備書面の反論があることなどが説明された。原告の弁護団から、各分野ごとに、第二準備書面の要旨が口頭で陳述さ

れた。

辰巳用水への深刻な影響など→鳥毛弁護団長

自然環境→関口弁護士

治水→久保田弁護士

1時42分に終わった。その後、別室で進行協議がなされた。

地すべり、穴あきダムに関して反論の準備中。利水に関して反論がでてきたので、検討する。

実地検証 2009年6月26日（金）10時～

ダム建設現場、駕原超大規模地すべり地など

第7回口頭弁論 2009年7月10日午後1時10分から金沢地方裁判所第1号法廷

裁判官3名、原告および弁護団16名、被告13名、傍聴者30数名、ほか書記、係員数名が出席した。

被告からは、第六準備書面（辰巳用水、自然環境）が、原告からは、第三準備書面（地すべり、代替案）が提出された（陳述された）。治水に関する、被告からの反論、利水に関する、原告からの再反論と求釈明の回答は、いずれも8月一杯で提出するものと双方が報告。

辰巳ダム裁判1周年集会 2009年7月11日

辰巳ダム裁判1周年記念集会における宮本博司さん（元国交省職員。前淀川水系流域委員会委員長）の講演『ダムによる治水を超えて』

→<http://blog.goo.ne.jp:80/stoptatsumidam/e/632b20aa611207ee08441f79de358f73>

1周年集会資料（中が作成した資料）は以下のとおり。

①辰巳ダム裁判1周年集会資料 「辰巳ダム裁判が一年経過して」

②辰巳ダム裁判1周年集会資料 「コンクリート壁（パラペット）があるので辰巳ダムは不要！」
（有史以来発生したことのないような洪水でも氾濫しない！）

③辰巳ダム裁判1周年集会資料 「辰巳ダムが出来ていたら、浅野川洪水を防げた！」ではなく、
逆に「浅野川洪水は、辰巳ダムが引き起こした災害だ！」

第9回口頭弁論 2009年12月4日午後2時30分から50分まで、金沢地方裁判所第1号法廷で開催された。裁判官3名、原告および弁護団多数名、被告多数名、傍聴者多数名、ほか書記、係員数名が出席した。

被告からは、第8、9準備書面が、原告からは、第5～9準備書面（利水、治水認否、治水代替案、地すべり認否）が提出された。原告は、第8準備書面の治水代替案の証拠として、写真撮影報告書（パ

ワーポイントファイル)を提出し、法廷に設置されたスクリーン上で写真を紹介しながら、陳述した。原告団の中登史紀が平成21年7月28日に撮影したものであり、当人が法廷で説明した。なお、その写真撮影報告書と説明文は、ホームページに掲載している。被告の第7準備書面(治水反論)に対する反論、第8,9に対する反論は次回に提出する。次回あたりで争点が出尽くすと考えられるので勉強会の予定は次回以降で決めることとされた。準備書面の提出は1月一杯。

第10回口頭弁論 2010年2月26日午後11時から11時半頃まで、金沢地方裁判所第1号法廷で開催された。

被告からは第10準備書面、原告からも第10準備書面(治水)が提出された。

原告の第10準備書面(治水)は40ページにわたる長文であり、土木技術の専門ではない裁判官や弁護士および傍聴する住民に理解してもらうために、書面の内容の骨格について図表で視覚的に表したものを紹介した。原告の一人である中登史紀が、パソコンの電子ファイル(パワーポイントファイル)を法廷に設置されたスクリーン上で示しながら、約15分間説明した。

治水に関しての勉強会は、5月26日(水)2時半から5時、4号法廷での開催が提案された。

第11回口頭弁論 2010年4月23日午前11時半から、金沢地方裁判所第1号法廷で開催された。原告、被告ともに15名、傍聴者20数名。

被告からは第11準備書面(治水の反論)、原告からも第11,12,13準備書面(地すべり、自然環境、利水、代替案)、文書提出命令(自然環境)が提出された。文書提出命令の返答の提出期限は5月24日。5月26日の進行協議(勉強会)について、具体的な事項を質問形式で来週中に裁判所で用意するとのこと。

進行協議(勉強会) 2010年5月26日(水)金沢地方裁判所大会議室で14時30分から2時間の予定で開催された。出席者は裁判官6名、原告16名、被告16名の合計38名。裁判所から原告、被告双方に説明する事項についての案内(文書「進行協議について」平成22年5月7日付け)があり、これらの事項について双方が説明をすることになっていた。被告側の説明が、パワーポイントによるプレゼンテーションで2時間ほどかかるということで、今回は、被告側の説明だけが行われた。原告側の説明は、次回進行協議期日(勉強会)8月11日14時から16時に延期されることになった。

専門的事項について確認し、双方の理解に齟齬がないように確認するために行われたものである。特に疑義があれば、ペーパーで提出するようにとのことであった。

文書「進行協議について」の第2でも記載があった、原告第7,10準備書面に対する被告側の反論について、7月30日提出期限とされた。

被告は、河川課の担当者(未確認)が、「犀川の基本高水ピーク流量について」というタイトルのプ

レゼンテーション資料（26ページ、辰巳ダム訴訟資料箱に収納してあるが大容量なので注意！）を大画面で紹介しながら、説明をした。

説明の後の休憩後、原告側から、2つの点について質問をした。一つは、年超過確率100分の1とは「100年に一回程度発生する規模の降雨」かということに対して、わかりやすく、正確にいうと、「100年に1回よりももう少し多く発生する規模の降雨」ではないか、ということ、もう一つは、棄却基準をジャックナイフ推定値にジャックナイフ推定誤差を加算して決めているが、説明図によれば過大に加算しているのではないか、という点であった。後者については、被告が確答できなかったため、次回に釈明することとなった。

第12回口頭弁論 2010年7月16日(金)午前11時半から、金沢地方裁判所第1号法廷で開催された。原告10名、被告13名、傍聴者30数名。

「進行協議（治水の勉強会）を8月11日に行う、前回は被告側、今回は原告側が専門事項について説明をしてもらう、争いのないところで調書化したい、印字したものを1週間前に裁判所へ提出して欲しい」旨の話が裁判長よりあった。原告は、自然環境に関して5月24日づけで「文書提出命令申し立てに対する意見書」を提出。次回の口頭弁論は、10月1日、1週間前までに、治水に関して被告の反論、原告の認否書面の提出、地すべりに関して原告の反論の提出をする予定。

進行協議（治水勉強会） 2010年8月11日午後2時から4時までの2時間、金沢地方裁判所大会議室にて開催。裁判所から説明を求められた事項（治水）について原告側（上野鉄男、中 登史紀）が説明。ホームページ上で掲載。

説明の際に使用した説明資料→パワーポイントファイル

その結果を記録した資料→ワードファイル

第13回口頭弁論 2010年10月1日(金)午前11時半から、金沢地方裁判所仮庁舎第1号法廷で開催された。原告13名、被告10名、傍聴者30名程度。

原告から、第13準備書面（治水の認否）、第14準備書面（地すべり）、被告から、乙第197-200号証拠書類が提出された。原告が7月2日づけで提出した文書提出命令に関する意見書について、文書提出命令まではいかないで、保管や取扱いに条件をつけることで国側が対応できないか、調整がなされた。国側は、配慮してもらえるのであれば、任意提出できるかどうか検討したいと答えた。その結果、原告は保管の条件などを記載した文書を裁判所へ提出することになった。

被告第13準備書面（治水）についての原告の反論を11月1日までに提出する。原告の進行協議（勉強会）の記録は次回までに提出する。次回の口頭弁論は、11月26日午後2時～仮庁舎で開催される予定である。

地すべりに関する進行協議（勉強会）の裁判所からの質問事項は、原告被告ともに11月に渡される予定である。この質問事項に関する被告の説明（勉強会）は、2011年1月28日午後2時～4時の予定である。

第14回口頭弁論開催（予定） 2010年11月26日（金）午後2時から、金沢地方裁判所仮庁舎第1号法廷。

前回までに被告から提出された第13準備書面（治水）、第14準備書面（一部が治水）についての反論として、原告第16準備書面を提出する。治水に関しては、被告が進行協議期日に勉強会資料として提出したスライド資料「犀川の基本高水ピーク流量について」の認否するため、第17準備書面を提出する。